

ニュースレター

謹んで東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により被災された皆さまにお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。
のぞみの園といたしましても、被災された皆さまのお役に立てるようにできる限り協力してまいります。

三月十一日の東北地方太平洋沖地震発生の際には、いつもの揺れを感じて直ちにテレビのスイッチを入れると、震源地は三陸沖…との速報が目に入りましたが、さらに揺れが大きくなり、これは尋常の地震ではないことを思い知らされました。

東日本大震災とのぞみの園

大きな揺れが収まるやすぐに、のぞみの園利用者の安全確認、職員の所在確認、施設設備の点検、さらに、当日から翌日にかけて、利用者のご家族の被災状況、のぞみの園を退所して東北・関東の各県に地域移行した人の安否の確認に努めました。

幸い、のぞみの園としては、人的被害もこれといった物的被害もないこと、地域移行した人が無事であることを確認できてほっとする一方、大津波による潰滅的な被害を伝える映像を目の当たりにし

て、のぞみの園として何をすべきか、何ができるのかという使命感と焦燥感に駆られました。強い余震が危惧される中、大地震発生時の利用者支援の現場における対応等について早急に検証して改善点を洗い出し、利用者の安全確保

に万全を期すことなどを指示しました。

深刻な被害状況が明らかになるにつれ、輪番停電が始まり、厚生労働省、群馬県などからは被災した社会福祉施設等への介護職員の派遣、要援護障害者の受け入れ等について協力依頼が次々と寄せられるなど、障害者福祉の第一線においても様々な影響を受けること、また、被災地支援のために積極的な役割を果たさねばならないことを痛感するとともに、このような事態に

直面してできる限りの援助と協力をするのが国立施設としての責務であると考えたため認識しました。

被災した福島第一原子力発電所の事故により田村市へ一時避難していた障害者施設への介護職員の派遣を三月二十四日から開始しました。翌二十五日には、厚生労働省から、同様の事情により福島県三春町に一時避難をしていた同県富岡町の社会福祉法人友愛会の集団避難について受け入れの要請がありました。

友愛会は、平成二年の設立以来、知的障害者の入所更生施設、通所授産施設、グループホームなどの事業に取り組みできており、のぞみの園に集団避難した後も独立した施設としてこれらの事業を継続できるように全面的に協力することとしました。

幸い、のぞみの園では入所利用者の地域移行事業が進展し、施設設備に余裕があったので、三つの生活寮と日中活動の場を提供することとし、また、群馬県と高崎市の協力を得て職員とその家族の住まいを確保し、四月十五日、友

愛会の利用者六十七人、職員とその家族四十六人を受け入れました。

友愛会の皆さんは、最近は落ち着いた日々を取り戻している様子が窺えますが、友愛会の施設・事業所や職員の人たちの自宅がどうなっているのかという懸念、そして、早く本拠地に戻って事業を再開したいという願いがひしひしと感じられます。

のぞみの園としては、友愛会が本拠地に戻る日まで、隣組の施設として良き関係を保ちながら、友愛会の意向や要望などを汲みとり、できる限り協力していくこととされています。

今回の大震災関係の支援業務はしばらくの間続くと予想されますが、介護職員の派遣や被災施設の受け入れ等の取組を踏まえつつ、大きな災害が発生した場合に迅速的確に対応できるかという視点から、かつ、のぞみの園自体が被災する場合と被災地の障害のある人たちや施設・事業所を支援する場合の両面にわたり、危機管理体制や関連業務の改善方策について検討する必要がありますと考えています。

(理事長 遠藤 浩)

地震(東日本大震災)発生、 の対応状況について(報告)

平成二十三年三月十一日(金) 十四時四十六分、高崎市は震度五強という大きな揺れに見舞われました。当法人においては、幸いライフラインや建物等の損傷及び人的被害もなく、大事に至っておりませんが、その時の、のぞみの園の状況とその後の対応につきまして報告させていただきます。

今回の地震発生は、平日の昼間であったため、のぞみの園のほとんどの利用者が日中活動を行っており、多くの職員がその支援等の業務にあたっていたことから、利用者の安全確保や誘導が速やかに行われたことにより、人的被害はありませんでした。また、地震が収まった後の利用者の安否確認や建物等の被害状況の報告も職員が自覚を持って迅速に行ったことは、毎年実施している総合防災訓練や日頃行っている自主訓練(避難訓練)の成果だと思っています。

しかし訓練は、地震を想定したものではなく、火災発生に備えてのものであったことから、火事も起きず、建物損壊も、ケガ人も出なかったこともあり、想定にもなく訓練もしていなかった今回の大地震後の出来事(電話の不通、交通機関のマヒ、東京電力の計画停電等)に、スムーズに

対応できなかった面もありました。

今回の地震によって、様々な反省点が浮き彫りとなった次第です。具体的には、今後の災害発生に備えて見直しが必要なものとして、避難路の確保、情報の収集、情報の伝達の三つが上げられると思います。特に、情報の伝達については、当法人では利用者の日中活動が園内だけでなく市街地等の様々な場所を活用して行っていることから、電話の不通等で各々の場所と連絡がとれない状況に陥り、利用者の安否確認に手間取ったケースが見受けられたこと、また、通所利用者の帰宅に際し、家庭との連絡が中々つかず、家族に不安を与えたことなどが上げられます。また、当法人の入所利用者は全国から来られていることから、被災状況の確認は、利用者職員だけでなく、被災地に関係する入所利用者の保護者及び

地域移行した本人と当該施設についても、のぞみの園として地震発生後速やかに安否連絡をとりましたが、電話の不通等により全ての方の確認までは時間を要しました。結果として、今回の地震においては、のぞみの園の関係者について幸いにも甚大な被害の報告はなく事なきを得ております。しかし、反省点を踏まえ既存の防災マニュアルについて見直しを行うこととしていきます。

大地震後の十六日から、東京電力による計画停電が実施されました。停電時間帯の業務については、当朝一番に各部署長を参集し、部署ごとの業務の対応方針を決定し、

それを職員に周知することで対応しました。なお、停電時間帯は原則として自家用発電機に切り替えて利用者支援に支障が生じない対応としました。

また、被災地への職員派遣及び物資の支援、被災者の受け入れについては、これに積極的に取り組むことを決定し、その内容を国(厚生労働省)と群馬県へ報告を行うとともに、職員派遣の準備や受け入れの準備を整えていきました。

被災地への職員派遣については、厚生労働省の指示の下、三月二十四日より職員を避難先の福島県田村市に赴かせ、知的障害児の支援にあたりました。また、被災者の受け入れについては、当初は四十五人前後の受け入れを可能としていましたが、三月二十五日に厚生労働省からの受け入れの打診があったのは、想定を超えた七十人前後でありました。

1. 友愛会へ支援物資を提供していただいた施設等

- ・群馬県知的障害者福祉協会
- ・社会福祉法人 大平台会
- ・社会福祉法人 赤城会
- ・社会福祉法人 三愛荘
- ・社会福祉法人 愛友会
(妙義もみじ学園)
- ・社会福祉法人 広済会
(つつじヶ丘学園)
- ・社会福祉法人 はるな郷

施設の建物を利用者の生活や日常活動に支障のない範囲内で効率的に利用することにより受け入れが可能である旨を厚生労働省に回答

非常事態「東北地方太平洋沖 のぞみの園」

2. 「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」発生直後からの対応状況

日付	主な内容
H23. 3.11	地震発生（14時46分）
3.15	・厚生労働省より被災者（施設）の受入要請（受入人数の登録（45名））
3.16	〈東京電力による計画停電実施 9時30分～12時30分〉
3.17	・厚生労働省より、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣要請 〈東京電力による計画停電実施 7時00分～10時00分〉 〈東京電力による計画停電実施 14時00分～17時20分〉
3.18	・被災地ボランティア登録（職員31名） 〈東京電力による計画停電実施 18時30分～20時00分〉
3.19	〈東京電力による計画停電 中止〉
3.20	〈東京電力による計画停電 中止〉
3.21	〈東京電力による計画停電 中止〉
3.22	・被災地ボランティア派遣決定 〈東京電力による計画停電 中止〉
3.23	〈東京電力による計画停電実施 18時30分～20時00分〉
3.24	・福島県田村市（被災施設）へ職員派遣 出発【第1班2名（3/24～4/1）】 〈東京電力による計画停電 中止（以降全て中止）〉
3.25	・被災施設へ救援物資の提供 ・厚生労働省より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請（打診（70名前後））
3.26	・福島県より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請
3.27	・社会福祉法人友愛会の事務局3人の方がのぞみの園を見学 受入決定
4. 1	・福島県田村市（被災施設）へ職員派遣 出発【第2班2名（4/1～4/6）】
4.15	・社会福祉法人友愛会を受入 [利用者67名・職員等46名]
5.10	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣 出発【第3班2名（5/10～5/21）】
5.21	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣 出発【第4班2名（5/21～6/1）】 ・被災施設へ救援物資の提供
6. 1	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣 出発【第5班2名（6/1～6/12）】

し、翌二十六日には福島県からも受け入れの照会があり、翌二十七日には被災された施設（社会福祉法人友愛会）の職員の方が事前見学に来ら

れ、正式に受け入れを決定しました。その後、受け入れ予定日が四月十五日と決まり、法人として、最大限の援助を行おうべく限られた期間内で、

寮舎・職員宿舎の改修、掃除、備品等の準備を行いました。なお、受け入れにあたりましては、群馬県知的障害者福祉協会の協力によって、群馬県

内の施設等から布団等の支援物資の提供がなされたことに深く感謝申し上げます。
（事業企画局長 陞本 英俊）

※ この表は、6月1日までの対応状況であり、その後も震災に関する対応について継続して行っております。

被災地へのボランティア派遣

活動報告

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード九・〇を記録しました。津波と火災では多くの被災者が出ており、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響は、知的障害関係の施設にも例外なくおよび、避難生活を強いられるなど大きな問題を投げかけています。

このような状況下、被災地の現状が明らかになるにつれ「なにか役に立つことをしたい」との想いが日増しに強まってきました。そんな折り、当のぞみの園に被災地へのボランティア派遣の依頼があり、早々に応募したところ、三月二十四日から四月一日までの九日間、第一陣として二人で福島県田村市（東京電力福島第一原子力発電所より半径三〇キロ圏外）の避難所の支援活動に取り組みことになりました。

この避難所には、東京電力福島第一原子力発電所より半径一〇キロ圏内に所在してい



3月24日 福島県田村市(被災施設)へ向かう前の様子

る障害者福祉施設の利用者及び職員の皆さんが避難所生活を送っていました。避難所は、法人が所有している通所利用者の在宅支援の拠点として利用していた建物のため、長期間に渡って寝食を可能にする設備は無く、大広間いっぱい敷き詰めた布団で雑魚寝をし、そこが食堂であり、また余暇を過ごすなど全ての生活を賄う場所でした。この限られた空間に、最初は二百人を超える人たちが避難していたと聞きました。避難所の収容能力を大幅に上回り、情緒的

に不安定になる利用者が続出し、職員も対応しきれなくなってきたそうです。その為、私たちが派遣された時には、アパートへ引越しをするなどして分散し、百十人前後に調整されていました。

私たちの主な支援活動は、知的障害を持つ児童（以下「児童」という。）の支援であります。朝六時前に避難所に赴き、起床の時間を見計らって布団の整理、続いて居室の掃除や児童の洗面等の支援を行い、朝食までの時間を児童とともに過ごしました。食事の様子は、朝食はふりかけ御飯と味噌汁、昼食はパン一袋と牛乳一杯、夕食はカレー等のどんぶり御飯でした。食べ盛りの児童が満足する量でなく、避難所生活で支援物資に頼っている現状ではこれが精一杯のようでした。普段の生活で、食欲が一日でも満たされなければ不満なのに、二週間以上もこの様な生活を続けているのかと思うと、言葉で

は言い表せない切なさを感じました。そして空腹感と同時に放射性物質の飛散による被ばくの恐れもあるので、思うように外で自由に遊ぶこともできず、ストレスが溜まってしまいます。時には喧嘩になることもあり、お互いやり場の無い気持ちが爆発しているようでした。この豊潤な時代に似つかわしくない光景が繰り返されていました。

余暇の時間などで児童たちと接する際、緊張している気持ちと和らげ、寄り添うように心掛けて過ごしましたが、特に印象的であったのが初対面にも関わらず、私たちの手を握って離そうとせず、「いつ帰る」、「お父さんは、お母さんは」、また、「地震怖い。もう、揺れない」などと、しきりに尋ねてくる児童の姿でした。丁寧に話を聞き、少しでも緊張が和らいでくれればと思いつながら接しましたが、短期間の支援活動でそれだけのことができ、児童のことを理解できるのかと、葛藤があったのも事実です。そして、本音の姿を見せられると、やはり表面には現れにくい心理的な痛みは、計り知れないものがあるのだと痛感させられました。

ボランティア派遣で支援活動に参加し、児童たちと接して感じたことは、活動している間思っていたことですが、
「申し訳ない気持ち」でいっぱいでした。なぜなら、私たちボランティアには帰る場所があり、生活して行く上で心配することはなにもないからです。児童たちも一見して元気な様子を見せていますが、余震がくるたびに見せる不安な表情は、今でも忘れることができません。私たちが体験したことのない恐怖が、胸の奥底に蓄積されているのでしよう。一緒に遊んでいる無邪気な姿を見ていると、放射線の危険性や避難所生活の不便さなど微塵も感じませんが、救急車等のサイレンの音が聞こえる度に、現実に引き戻されました。

後日談ですが、この児童たちは四月の上旬に千葉県鴨川市に施設ごと引越して生活していますが、一日も早く、児童たちが落ち着いた生活に戻れることを願わずにはいられません。

（生活支援部特別支援課
やまぶき寮主任生活支援員
勅使河原 伸悦）

社会福祉法人友愛会の 受け入れについて

社会福祉法人友愛会光洋愛園（入所更生施設）の利用者四十一人及びグループホーム入居者四人・ケアホーム入居者二十二人の計六十七人の利用者（職員及びそのご家族四十六人の方（以下「友愛会」という。）を受け入れました。

社会福祉法人友愛会光洋愛園は、東京電力福島第一原子力発電所から一〇キロ圏内、福島第二原子力発電所からは六キロ圏内という距離にあり、地震当日の夜は施設内等で不安な夜を過ごされたようです。翌十二日早朝に緊急避難指示を受け、二台のバスに分乗して着のみ着のままです。避難の途中で何力所かの避難所を訪れたようですが、避難所がいっぱいでした。断られたり少人数の受け入れを打診されたりしたそうですが、寺島利文事務局長の「利用者を離れ離れにさせない」との強い思いにより、全員を受け入れてくれる施設を探したそうです。当日の夕方によく、福島県田村郡三春町の「(株)三春の里振興公社田園生活館自然観察ステーション」に受け入れて頂いたそうです。「(株)三春の里振興公

社田園生活館自然観察ステーション」は、桜の花で有名な自然豊かな所だそうです。体育館一施設で百四人の生活は利用者にとってはつらい環境であったようです。そのため利用者への適切な支援を提供出来る場所を新たに探していたとのこと。

のぞみの園では、三月十五日に被災者受け入れ要請に伴い単身知的障害者二十人及び二十五人規模の知的障害者施設を受け入れを、厚生労働省に対して登録を致しました。また、十八日には被災地ボランティアの登録を行い二十四日から四月一日の期間において二人の職員を福島県田村市に避難中の障害者福祉施設に派遣しました。以後、この施設が千葉県鴨川市に避難後も継続して職員を派遣しています。更に、三月二十五日にはこの施設に対して救援物資の提供も行いました。友愛会の受け入れについては、二十五日の夜に厚生労働省からの打診を受け、翌二十六日には福島県からの要請があり、二十七日に友愛会の寺島事務局長他二人が当法人に来園した折に正式な受け入れをお伝えしました。受け入れ決定後



友愛会に提供した寮舎
(3棟中の1棟 (定員25人))

は、友愛会との間での情報の収集及び的確な伝達、当法人の取り組みについて統一的な指示が出来るよう、事業企画局長を中心に事業企画部がその事務を担うこととし、外部との渉外関係については総務部が担当することとして受け入れの準備にかかりました。のぞみの園では、平成十五年度より多方面からのご協力を得ながら地域移行の取り組みを行っており、平成二十三年三月末日時点では百十一人の利用者を地域等へ移行させることが出来ました。入所利用者の減少にともない寮の再編成を行ってきた結果二棟の空き寮がありましたので、この二棟の空き寮及び寮の再編後に日中活動の場として使用していた一棟と合わせて三棟を友愛会に提供すること

としました。友愛会の受け入れが決定してからは、友愛会の利用者には快適な生活を提供するため、また、友愛会の業務がスムーズに行われるように、連日のぞみの園役職員総出で入念な施設内外の整備を行い、衛生的で明るい居住空間を準備するとともに、利用者の障害程度や疾病の既往・服薬、必要な物資・備品等について事前に友愛会との情報交換を重ねながら、寝具、日用品、什器、救急用品、事務用品、事務機器の調達及び空調等の設備点検、健康診断の準備等の受け入れ準備を進めました。また、支援物資の提供についても群馬県をはじめ関係施設等に協力の依頼をするとともに、のぞみの園全役職員に協力をしてもらいました。友愛会の職員の住まいに、関しては、単身者に対しては、のぞみの園独身寮を十三室用意するとともに、家族世帯者用に群馬県及び高崎市の協力を得て独立行政法人雇用・能力開発機構が管理する雇用促進住宅を十二戸確保してもらいました。友愛会の受け入れ準備に関しては群馬県をはじめ多くの関係施設からの支援を頂き、お陰様でスムーズな

受け入れが出来ましたことをご報告するとともに、この紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

四月十五日の受け入れ当日は、のぞみの園のある観音山は桜の花が満開で友愛会の皆様の心を和ませてくれていたようでした。二台のバスから降りてくる利用者の表情からは疲労感を感じられず、「落ち着ける場所に来た」という安堵感とも取れるにこやかな笑顔が見られ、受け入れる側としての緊張感を和らげてくれるものでした。しかし、寮舎に案内をする道中での高崎市と故郷の富岡町とを比較する友愛会利用者の会話には、故郷を離れてきた寂しさの一端を感じ取れ、一人ひとりの利用者が同じ思いであること



4月15日 バスから降りる友愛会の皆さん



4月15日 友愛会受入セレモニーでのぞみの園の役員紹介

みの園とは違う法人であることを十分認識をした上で礼節に努め、良き隣人としてお付き合いをさせていただくように。」との心構えが伝達されたことを受けて、両法人が適切な距離を保ちつつ情報のスムーズな伝達を図るために定期的な情報交換の場を設定しました。

友愛会の皆さんがのぞみの園に到着されてからは、さまざまな方面からの支援物資や義援金の提供等がありました。横浜市内の三方所の社会福祉法人から義援金の提供、群馬県下仁田町の知的障害者バンドグループからコンサートの収益金の提供、群馬県太田市の手をつなぐ親の会からの支援物資および義援金の提供、のぞみの園が受け入れているボランティアグループからの支援物資の提供、高崎市内の美容室から無償整髪の手当等々。改めて今般の災害に対する関心の高さと日本人の持つ深い情を感じることができました。

を想像させられました。その後、厚生労働省及び群馬県の関係者が出席するなかで受入セレモニーが開催されました。当法人の遠藤理事長からは、「言葉では言い表せない悲しみに心からお見舞い申し上げます。友愛会の施設等運営事業をこの地で継続して実施され、利用者の皆さんが安心して生活できるよう全面的に協力をさせていただきま

す。」旨の挨拶があり、友愛会の寺島事務局長からは、「さまざまな方に、支援を頂き本当にありがたい限りです。これで、いつもの生活に戻れると思うと胸がいっぱいです。」旨のご挨拶がありました。また、遠藤理事長から当法人役員に対して、「友愛会の自主独立性を尊重し、のぞ



4月23日 地元乗附町内会の皆さんとの歓迎会



友愛会の利用者は、最初は緊張気味でしたが、次第にのぞみの園の利用者と和やかに歌ったり、バーベキューや豚汁・かき氷等で楽しいひと時を過ごしていました。「久しぶりに和やかな笑顔が見られた。」と友愛会の寺島事務局長をはじめ、職員の方々も



4月23日 歓迎会 町内会区長より縁起達磨の贈呈

喜んでいました。また、地元乗附町内会の代表の方からも「今回の震災についてお見舞い申し上げます。我々に来ることは協力を惜しみませんのでどうぞよろしくお願ひします。」旨の温かいお見舞いや励ましの言葉を頂きました。これを契機に、友愛会の利用者がのぞみの園内を散歩する姿が以前に増して多くみられるようになり、富岡町での活動が徐々に戻ってきた様子が窺われました。また、同二十六日から、当法人の就労支援部をとおして紹介した高崎市内の業者からボールペンの組立て内職作業を受注することとなり、グループホーム・ケアホームの利用者を中心に取り組むようになりまし

た。友愛会ワークセンターさくらの新妻哲二施設長は「日中活動が再開されてからの利用者の表情が違う。今後も紹介を頂いた地元企業とのつな

がりを大事にして利用者の日中活動を継続的に提供していきたい。」と話されています。

受け入れから約一カ月が

経った今日、友愛会の利用者及び職員の皆様の生活にも落ち着きが見られるようになってきました。福島県に残してきた施設は地震による直接

的な被害も無く事業が出来る状態です。富岡町に佇んでいられるそうです。そして家族を残してきた人もいます。「いつかえられるの?」との友愛会の

利用者の言葉が全てを語っているかのようです。

(事業企画部)

事業企画・管理課長

櫻井 久雄

被災者の受け入れについて

診療所としての医療的支援

東日本大震災による被災者の受け入れにあたり、当診療所は被災者の医療的支援を積極的に取り組んでいます。

被災された知的障害者の健康管理は、長期的な視点が求められます。まずは、被災して以降、避難所での生活を約一カ月余り余儀なくされてきました。診療の中で、施設職員よりその生活の実情を伺うと、それは想像をはるかに超えた、非常に厳しい生活環境であったようでした。避難所では、利用者が自由に動けるスペースはなく、通常の日課なども物理的環境の制約もあつて行えず、強いストレスを感じながら、見通しの立たない生活を強いられてきたそうです。

トラウマに対するケアは、身体・精神両面からのアプローチが必須です。まずは、生活する上で安心そして安全な環境の提供が必要です。い

つ何が起るかわからない状況での生活は、不安と緊張を保持させ、様々な問題が起こり得ます。身体健康面では、様々な自律神経の調節不全をきたしやすくなり、身体の不調を訴える人がほとんどです。安心して大丈夫である、というメッセージを伝えることは、ケアの第一歩であると思います。

また、避難所生活では、十分な食事や睡眠が取れない状況であったと思われる。健康な生活を送る上で必要不可欠である、良質な食事と睡眠の提供は治療上優先されま

す。診察においても、食生活と睡眠状況については必ず聞くようにしています。そして、現地の施設から避難所へ、そして当法人施設へ、という環境の変化は、特に多くの知的障害者にとって多大なストレスとなるでしょう。当然であった日常が、一瞬にして非日常となったその衝撃は察するに余りあるところです。今までに経験したことがない出来事に曝されると、誰もがそれを受け入れることが難しく、不安と恐怖でいっぱいになります。知的障害というハンディを抱えていると、その変化はより大きく感じられ、常に緊張を強いられた状態になるわけです。時に落ち着かず、興奮したり、泣き叫んだり…。精神健康状態

(診療所長 有賀 道生)

平成22年度

地域移行実績報告

当法人の平成二十二年度中の地域移行者は二十二名、平成二十三年三月末時点で地域移行者の総数は百十一人となりました。

地域移行者の概要

入所利用者の高齢化が進んだ事により、前年度の地域移行者（二十二名）は、平均年齢五十九・八歳、平均障害程度区分四・八、平均在籍年数三十五・五年でした。（表1）また、地域移行先は、ケアホーム五人、障害者施設十四人、

在宅三人でした。（表2）

なお、地域移行先が決まっていながら利用者の健康状態が悪化し、地域移行を断念せざるを得ないケースが三件ありました。高齢化が進むにつれ、地域移行が困難なケースは増えつつあります。

保護者への働きかけ

①アンケート調査の実施

当法人では平成十五年度、平成十八年度と同様に、平成二十二年度においても全保護者を対象として、地域移行の理解の実情を把握することを目的とした意識調査を行いました。この結果から地域移行の取り組みに対する理解が徐々に浸透していることがわかりました。（図）

また、調査の結果で地域移行に否定的な回答をした保護者に対しても具体的な移行先

事業所を紹介したことで地域移行につながったケースもあり、まだまだ地域移行の理解に向けて取り組み余地があるといえます。

②保護者会での説明

全ての寮の保護者懇談会において、地域支援部地域移行課の職員が、これまでの地域移行の取り組みについて説明を行いました。保護者からは積極的な意見や具体的な質問も聞かれ、地域移行における魅力やメリットの紹介など、

表1 地域移行者の平均年齢、平均障害程度区分、平均在籍年数

	平均年齢	平均障害程度区分	平均在籍年数
平成22年度の地域移行者（22名）	59.8歳	4.8	35.5年
地域移行者の総人数（111名）	57.7歳	※4.5	33.6年

※移行後に障害程度区分の認定を受けた人については、移行先事業所に確認。また、認定を受けていない人についてはシミュレーション等により算出

必要な情報を丁寧に提供しました。これを機に地域移行に同意する保護者や、あらためて地域移行を前向きに考える保護者も出てきました。

③来園の機会が少ない保護者への取り組み

入所期間の長期化が進むにつれて保護者が高齢化し、の

表2 地域移行先

地域移行先	22年度	総人数
グループホーム・ケアホーム	5名	37名
施設（GH・CH移行が前提）	2名	12名
施設	12名	51名
通勤寮	0名	1名
在宅	3名	10名
地域移行者数	22名	111名

ぞみの園に来園することが難しくなるなど、保護者の状況も変化してきました。このため、利用者との関係が希薄になりつつある保護者三十九人を対象に地域移行の説明を行いました。説明の方法としては、電話連絡や家庭訪問を行うなど丁寧に取り組みまし

た。その結果、九人の保護者が地域移行に同意し、このうち三人が地域移行することができました。

本人の意向調査

入所利用者全員（三百四十人）を対象として地域移行に関する意向調査を行いました。本人の意向を確認するこ

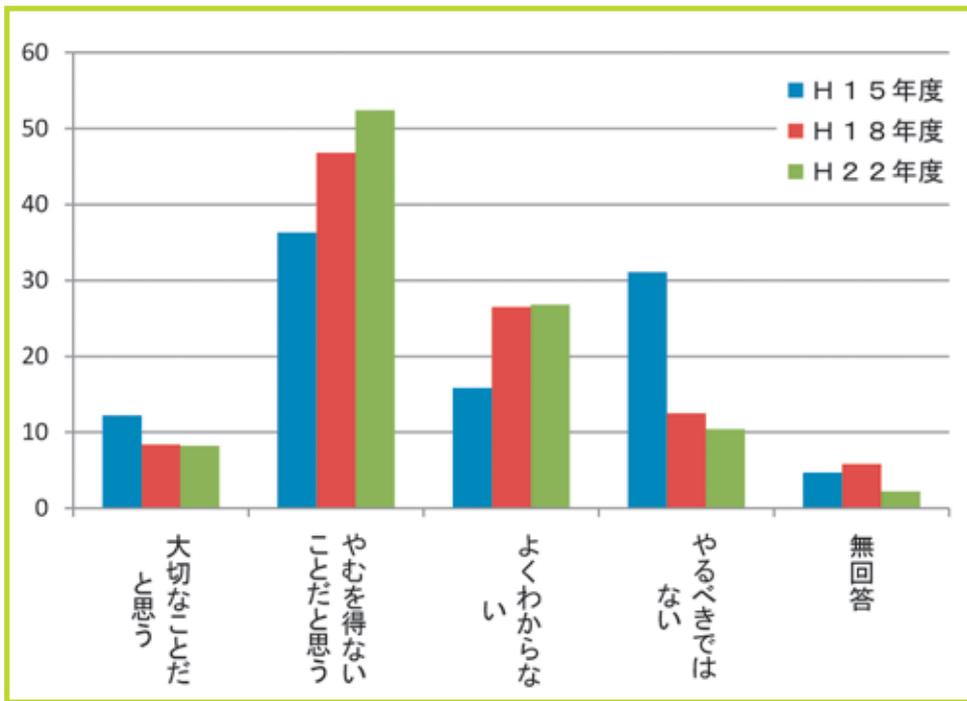


図 地域移行の考えについて
(保護者アンケート調査から)

表3 入所利用者を対象とした地域移行に関する意向調査結果

利用者の意向	人数	うち、地域生活体験		
		ある	ない	割合
地域移行したい(表情等で推測)	92名 (26.9%)	57名	35名	38.0%
意向の確認が難しい	233名 (68.1%)	24名	209名	89.7%
地域移行したくない	17名 (5.0%)	6名	11名	64.7%
利用者数	342名 (100.0%)	87名	255名	74.6%

とは言葉のある利用者でも難しい作業です。調査には寮の複数の職員があたり、慎重

に判断しました。この結果、九十二人(二六・九割)の利用者が地域移行したい意向であることがわかりました。意向の確認が難しい利用者は二百三十三人(六八・一割)で確認が取れませんでした。また、残念なことに、この中の八九・七割(二百九人)の利用者が地域生活体験を行っていないことも確認しま

地域移行後の定着支援

地域移行後の利用者への対応として、本人の生活の様子や健康面について確認し、事業所からのご意見を伺う機会として定期的に電話連絡をするともに時期を決めてフォローアップ訪問をしています。今回、新たな取り組みとして、地域移行後五年を経過した利用者八人を対象にフォ

した。(表3) 医療的ケアが必要で体験利用が困難な利用者も多いため、未実施の利用者全員を取り組むことは出来ませんが、体験利用が可能な利用者に対しては宿泊体験などを段階的に取り組み、少しずつ地域での生活(自分らしい暮らし)のイメージが持てるように支援することが望ましいと考えます。

ローアップ訪問を行いました。本人、保護者及び事業所の協力が得られた利用者七人を対象に現在の暮らしぶりを撮影しました。個人情報取り扱いには充分配慮し、関係者の承諾を得られた利用者については地域移行の理解を得るために活用させていただく予定としています。

利用者の地域移行にあたって

利用者の高齢化等により、地域移行の取り組みは年々厳しいものとなるのが容易に予想できますが、本人の意向を最大限に尊重し、「重い障害があっても、地域でその人らしいあたりまえの生活を送

る」ということを念頭におき、今後も丁寧に取り組んでいきたいと思えます。
(地域支援部地域移行課
地域移行係長 皿山 明美)

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究」（報告）並びに平成23年度の取り組みについて

当法人が矯正施設等を退所した知的障害者等の支援に係る研究に本格的に着手してから三年が経過しました。この

テーマへの取り組みを振り返ると、初年度の平成二十年度は「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」を行い、矯正施設退所後、地域社会に復帰するための効果的な支援体制のあり方を検討しました。

平成二十一年度は、前年度の研究成果を基に、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラム」の開発に関する研究」と題し、矯正施設等を退所した知的障害者等への個別支援に焦点を当てた支援計画の立て方に重点を置き支援プ

ログラムの開発を行いました。

そこで平成二十一年度は、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等

の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査研究」を行いました。これは二十一年度に関わった支援プログラムをもとに、矯正施設を退所した知的障害者等の受け皿となる福祉施設・ケアホーム・グループホームで、地域生活移行・定着支援にあたる指導的な立場にある職員への研修プログラム開発をするためのものです。



この研修プログラムの開発は、統一的な職員研修事業が進められ、支援技術の向上と人材育成を図り、また地域生活定着支援センターと連携することで、矯正施設を退所した知的障害者等の受入れを促進するとともに、相談地域の受け皿づくりを進め、国の施策の推進に資することを目的としました。

研究を進めるため、研究検討委員会を設置しましたが、

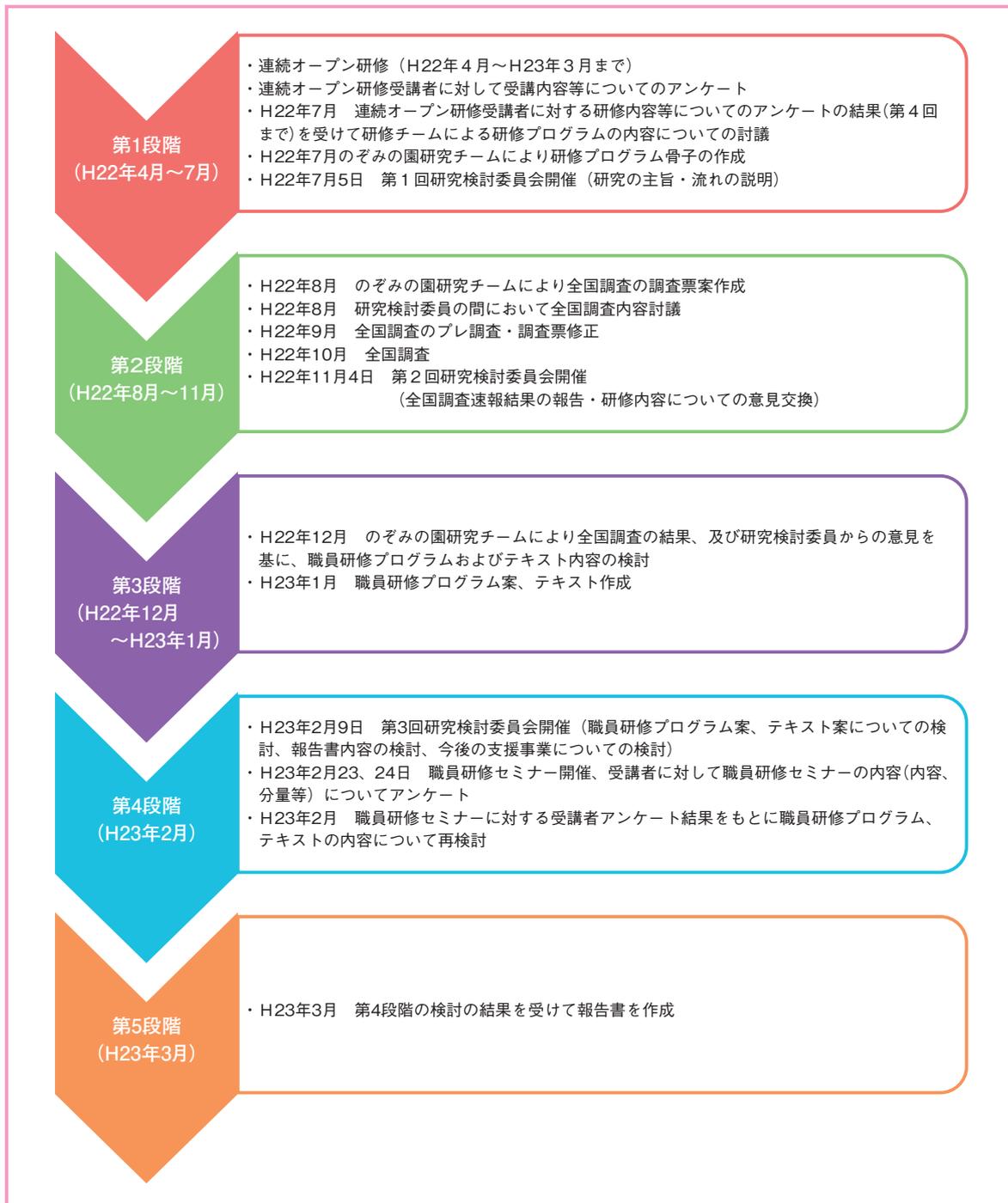
研究の内容を実践に即したものにするため、研究の実施体制は、矯正施設を退所した知的障害者等の支援を先駆的に取り組んでいる機関、障害者福祉施設、更生保護施設、地域生活定着支援センター等の職員を委員として、また厚生労働省及び法務省の行政担当者、保護観察所の職員をアドバイザーとして招聘しました。以上の体制で研究は、大まかに五つの工程を踏んで行われました（図1参照）。

研修プログラム開発を行うに当たり、矯正施設等を退所した知的障害者等を福祉施設等が受入れをする場合に、どのようなことが困難となり、それに伴いどのような知識や技術を伝達する研修項目が必要と考えるか、ということを確認にする必要がありました。

ただそれ以前に、そもそも矯正施設等を退所した知的障害者等を障害者福祉施設等が受入れをする意向があるのか、あるとしたらどの位あるのか、ということも明らかになっていないため、双方をたずねる調査を全国の障害者福祉施設に対して行いました。

その結果、受入れについては「積極的に受入れを検討する」「ケースによっては受入れを検討する」が合計概ね六割との回答結果となり、半数以上の障害者福祉施設が矯正施設等を退所した知的障害者等の受入れの相談があった際には、受入れに前向きな姿勢を示していることが明らかになりました。また、研修が必要項目については、研修項目として必要との回答比率が

図1：研究の進行フローチャート図



高かった項目は、「福祉施設が支援する意義」、「チームケアの方法とキーパーソンの役割」、「知的障害のある場合の

犯罪の特徴と傾向」、「具体的支援技術」という結果を得られました。このアンケート結果を基に、研究検討委員会

において研修プログラムについて検討し、研修プログラムを完成しました。また、研修プログラムの内

容についての評価が必要であったため、完成した研修プログラムを用い、試験的に1泊2日のセミナーを開催した

しました(内容は図2参照)。参加者は、行政関係者、福祉施設・事業所の関係者、障害者就業・生活支援センターや地域生活定着支援センターの職員のほか、矯正施設、保護観察所、更生保護委員会、更生保護施設等の法務関係者など、全国から約三百人が参加しました。

先述のとおり、セミナー開催後に、受講者の意見を大きくためにアンケートを行った結果、高い評価を得ることができ、今後、研修プログラムを普及させていくことの一つの目処が立ちました。その一方で、内容についての意見も出されていたため、得られたご意見を基に、より実用的な内容とすべく今後修正を重ねていく予定でおります。

(研究部研究課研究係長

木下 大生)

平成23年度の取り組み

平成二十三年度においては、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する施設職員等、特に指導

図2：開催セミナープログラム

＜第1日目＞ 2月23日（水）		
時間	プログラム	講師等
13:00～ 13:20	主催者挨拶	遠藤 浩（国立のぞみの園理事長）
13:30～ 15:30	シンポジウム 地域定額支援センター事業 が始まって2年、矯正・福祉 現場はどう変わったか。	シンポジスト 増田せつ子氏（静岡刑務所 社会福祉士） 中川 英 氏（滋賀県地域生活定額支援センター所長） 藤田 知 氏（一革会相談センター所長） コーディネーター 脇 中 洋 氏（大谷大学文学部教育・心理学科社会学科教授）
15:30～ 15:40	～ 休憩 ～	
15:40～ 18:00	実践報告と課題の検討	シンポジスト 松本一真氏（和歌山県地域生活定額支援センター所長） 大藤善美子氏（福島県失敬しらうめ運動療育主任） 関口 清 氏（とちぎ地域生活定額支援センター所長） 伴田 康 氏（国立のぞみの園生活支援部主任生活支援員） コーディネーター 小林 隆 氏（国立のぞみの園生活支援部長）
	情報交換会	高崎市役所 2階レストラン ※希望者（講師・参加者の懇話会）
＜第2日目＞ 2月24日（木）		
時間	プログラム	講師等
9:00～ 10:00	講義Ⅰ 知的障害と犯罪 （知的障害が犯罪に至っ てしまう場合の特徴）	大塚俊弘氏 （長崎県こども・女性・障害者支援センター所長）
10:10～ 11:10	講義Ⅱ 支援と体制 （支援理念の統一と連携）	水藤嘉彦氏 （国立のぞみの園理事、高槻地域生活定額支援センターふれいす Bc 施設長）
11:20～ 12:20	講義Ⅲ 支援の技術 （個別支援計画の作り方 と具体的支援技術）	脇田康雄氏 （大阪府立砂川厚生福祉センター自立支援 2 課つばさ施設長）
12:20～ 13:20	～ 休憩 ～ 講師への質問受付	
13:20～ 15:20	会場からの質問にお答えし ます	回答者 大塚俊弘氏 （長崎県こども・女性・障害者支援センター所長） 水藤嘉彦氏（国立のぞみの園理事、高槻地域生活定額支援センターふれいす Bc 施設長） 脇田康雄氏 （大阪府立砂川厚生福祉センター自立支援 2 課つばさ施設長） 司 会 小野 隆一（国立のぞみの園地域支援部長）
15:20～ 15:30	閉会の挨拶	藤原 誠一（国立のぞみの園理事長）

当法人では、平成十八年度から厚生労働省の補助金を受け、行動援護従業者の養成やサービスの提供実態と課題把

握等に関する調査研究を行ってまいりました。これらの調査研究を通じて行動援護や移動支援は、特に

在宅の知的障害のある人にとって、自宅から目的地への移送・介護を行うだけでなく、より積極的に社会参加を促進

し、結果的に心身の健康状態の安定と行動問題に対する予防効果が期待できることが分かりました。

支援の実践については、本年一月に、のぞみの園内に試行的に「自活訓練ホーム」（定員七人）を開設し、中軽度の知的障害者の互いの人間関係づくりなど、個々のコミュニケーション技術の向上を目指すとし、四月より本格稼働しました。平成二十年十月以降、延べ九人を受け入れ、そのうち六人が地域移行して

いますが、当法人としても支援技術の向上を目指して研究検討を続けるため、「自活訓練ホーム基本方針」「自活訓練ホーム利用者ガイドブック」を作成しました。今後一年間かけて、試行錯誤を繰り返しながら見直して行き、支援方法の確立を目指すこととしています（次回で詳しく報告する予定です）。（地域支援部長 小野 隆一）

的立場にある職員に対する研修会を福祉セミナーとして開催する予定です。

刑務所から退所した者の社会福祉施設での受け入れは、平成二十一年度百四十三人と平成十八年度の二十八人（平成二十一年度矯正統計・法務省）から比べれば増加していますが、年間約千人が福祉の支援を必要としているという厚生労働省の試算と比べると、まだまだ進んでいないというのが現状です。施設職員

が受け入れにあたって不安とされている支援技術等について正確な情報を得ること、演習の機会となる研修会は、今後施設での受け入れや地域移行の支援推進において必要不可欠と考えられるため、当法人主催で開催をいたします。

開催にあたっては、平成二十二年と同様に研究検討委員会を設け法務省・厚生労働省の関係者をアドバイザーとして参加要請する一方、学識経験者・先駆的に取り組ん

でいる施設職員を委員として招聘し、具体的な研修内容を検討するものとします。なお、前年度の研究報告書から抜粋して『指導者用』『受講者用』テキストを作成し、活用します。

研修会は基本的知識と具体的支援技術の向上を目指すため、講義と演習で構成され、二泊三日を予定しています。また、期間としては、三年間で初級・中級・上級コースを行う予定であり、受講者の現

場経験に基づいたより実践型の内容としていきたいと考えています。

故に、本年度は、初級コースを十二月に群馬県内で開催する予定であり、各種制度・動向や支援技術の基本に関する知識習得と演習を企画しております。



「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについての調査・研究」報告

このため、平成二十二年度は行動援護のみならず、移動支援事業等サービスの実態と課題について把握し、サービスのニーズや自治体によって異なる支給基準、運用面での課題を整理したほか、これらのサービスにおいて、専門的な介護や見守りを必要とする状況や、その際に必要な知識・技術について考察しました。

平成二十二年度に実施した

調査報告

移動支援の現状とは

移動支援はどれくらい使われている？

厚生労働省が平成二十一年三月時点で出している移動支援事業実用人員は、八万千六百六十八人。今回の調査で平成二十二年六月時点の移動支援実用人員をうかがったところ、人口回収率九〇・七割の調査において八万七千百十五人という結果でした。これは、生活介護、居宅介護に次いで多く、たくさん障害者が移動支援を利用していることがわかりました。

では、移動支援を使ってどのようなところに行っているのでしょうか。目的地として

調査は、①市区町村悉皆調査、②事業所アンケート調査、③事業所ヒアリング調査、④利用者（家族）ヒアリング調査の四つです。

今号と次号の二回に亘り、調査によって明らかにされた実態の一部をご紹介します。（※本調査研究事業は、厚生労働省平成二十二年度障害者総合福祉推進事業の一環で行われました。）

多かったのは、デパートや商店での買い物、公園、プール等でした。その他には、通院や金融機関、福祉施設等に行き際に利用している方もいました。

どこへどの移動手段なの？

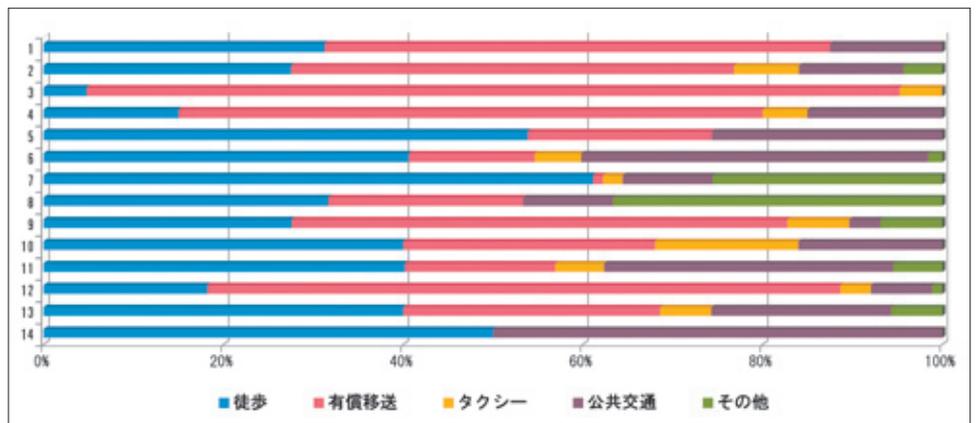
移動支援時の移動手段について、人口十万人から百四十万人の市区の中の十四市区を選定し調査を実施した結果が下記の図です。地域格差はあるものの、徒歩や有償移送での移動が多いようです。

移動支援に係る課題

事業者へヒアリングした

際、福祉有償運送に関する課題を多く耳にしました。鉄道やバスなどの公共交通機関が整備されていない地方では、移動支援の方法として福祉有償運送が前提となり、介護行為と一体的に行う場合、福祉有償運送の登録が必要となつていきます。しかし、福祉有償運送七十九条の関係で、運転時間は移動支援のサービス提供時間に算定することができず、この運賃については、営利に至らない範囲で利用者負担が原則とされています。このような状況の中、多くの事業所は利用者負担への配慮を考え、実費を下回る運賃を設定し、人件費の補填ができませんままサービスを提供しています。また、福祉有償運送では、指定研修の修了等の運転者要件が定められており、担い手不足に拍車をかけている状況も確認されまし

図 移動支援時の移動手段



た。

次号では、利用者（家族）調査の結果と在宅生活における課題等についてご報告いたします。なお、今号に掲載した内容を含む本調査研究の結果は、当法人のホームページ上に掲載する予定です。

（研究部研究課研究係

村岡 美幸

「あきらめない支援」行動問題をかかえる利用者 に対する入所施設における実践事例集」の出版

断片的な知識の獲得

講習会に参加したり、書籍を読むことは非常に大切で、これにより、私たちは、よりよい実践にむけてのステップアップが可能になるのです。

「講師が紹介した動画には、うちの施設のKさんによく似た人が登場していた。積極的に日課に参加していたんだ。あの支援方法は、うちでも役に立ちそうだ。」昨日読んだ本には、問題行動の原因をどうやって探るか、丁寧に書いてあったよ。ぜひ、Oさんの支援に応用してみたいね。」

支援員同士が話し合い、新たな一歩を踏み出せば、必ず何らかの変化が見えるものです。良い変化が生じれば、支援をする私たちも大いに励まされます。でも、必ずしも期待した変化が見られるとは限

りません。さらに、ひとつの問題が改善されても、別の新しい問題が生まれることもあります。講演会や書籍で得た知識が断片的なものに過ぎなければ、せつかく踏み出した一歩から、二歩目、三歩目と進んでいくことができません。

コンサルタントの招聘

のぞみの園では、平成十七年秋より、強迫的なこだわりや自傷、攻撃的な行動が顕著な、いわゆる行動障害のある自閉症を中心にした支援プログラムを確立するために、新たな生活寮を設置しました。同時に、支援員の研修・自己研鑽ならびに創意工夫により、新しい支援方法を模索し始めたのです。これまでの経験的な知識と体系化された新しい支援方法を取り入れ、職員同士で議論し、より専門的な支援へ向けて試行錯誤を繰

り返しました。しかし、課題をひとつクリアすると、また新しい課題に直面するなど、行動障害のある人を理解し、一人ひとりの状態に適した支援を一般化するには程遠い状態でした。

そこで、外部の専門家として藤村出氏（NPO法人SUN理事長）をコンサルタントとして招聘しました。三期間、毎月の施設訪問により、基礎的な知識の講習会、支援技術



実践の支援ツール

の講習とケース検討が行われました。特に、少数精鋭のチームに対する指導・助言は、足踏みをしてきた実践を大きく前進させることになりました。

「あきらめない支援」は、のぞみの園における行動障害のある人の個別の支援事例をまとめたものです。ユニークな行動特徴をもつ六人の事例を中心に、数年単位の支援記録を丁寧にまとめました。詳細なアセスメントから

最良の支援方法を選択し、しっかりと成果を出すといった、いわゆる支援技法の教科書のような綺麗なまとめ方はできませんでした。時には、行動の一面だけに着目してしまったり、コミュニケーション能力を高く評価してしまったりもありません。また、一人の利用者に取り組みはじめた新しい支援方法が、他

の利用者にどのような影響を与えるか予測できなかったために失敗したこともありましたが、素早く軌道修正ができています。なぜなら、TEACCHプログラムの構造化のアイデアを応用し、①居住環境の構造化、②日中活動、③自立課題、④スケジュールといった、シンプルな支援の基本を、コンサルタントの励ましにより職員全員が理解していたからです。

地域生活のあり方を考える前段階として

行動障害のある知的障害者が地域で生活するための支援のあり方を考える時代になってきました。のぞみの園においても、地域生活移行のひとつの課題として取り組むべき課題です。本書は、その前段階の実践事例集ですが、必ず地域における生活にも役立つものだと確信しています。どんなに行動上の問題が重大であっても、一人ひとりの実態にあった生活環境づくりができれば、快適な生活を送れる知的障害者がたくさんいると私たちは信じています。

（研究部長 志賀 利二）

就労支援の現場から

～働きたいという気持ちを育成するために～



写真1 しいたけ作業の様子

園清掃などの作業も取

シヨン・公園

のクリーニン

他、衣類等

真一）その

いたけ栽培

です。（写真

業種は、しい

たけ栽培

業の主な作

業は、しい

たけ栽培

平成二十二年十月、当法人では地域の知的障害者の社会資源のひとつとして就労継続支援B型を立ち上げ、既に実施している就労移行支援と併せて、就労支援事業の取り組みを行っています。十月以前までは、生活介護の入所利用者と通所利用者をあわせ、約四百四十人の日中活動全般を活動支援部として担って来ましたが、就労継続支援B型の立ち上げを契機に、就労支援事業は独立した形で就労支援部となりました。

障害者自立支援法が施行され、福祉から雇用へと推進計画が策定され、工賃倍増計画が立てられる中において、当法人においても着実に事業を拡大し、実行しているところです。一般企業等へ就労した利用者も、この二年間で四人を数えます。

利用定員は、就労移行支援が十人、就労継続支援B型が二十人で、特別支援学校を今春卒業した十八歳から以前は企業に勤めていた四十五歳までが在籍しています。また、生活介護の一部の利用者（五人、年齢は六十二歳から六十六歳）も生産活動として参加しておりましております。

り入れていますが、しいたけ栽培は、のぞみの園が開園した昭和四十六年から取り組んで来た作業種で、今年で約四十年が経過しようとしています。当初は原木を使った栽培でしたが、約二十年前から菌床栽培へと移行しました。

その当時に籍していた利用者は、木材の伐採、原木運び、菌のコマ打ち等、体力のいる作業に励み、生産物は当法人の給食センターに卸したり、バザー等で販売してまいりました。現在のしいたけ栽培作業の基礎をつくり、発展させた期間と言えます。

現在、就労支援として若い利用者が一般就労に向けて、しいたけ栽培に携わりながら、施設外作業、事業所訪

間、職場実習、トライアルと言った就労支援計画に基づいた活動をしている中において、当時在籍していた利用者の一人は、現在も生活介護の生産活動としてしいたけ栽培の作業に参加しています。年齢は六十二歳、視覚障害の他、加齢に伴う機能の低下が見られますが、「働きたい」と言う気持ちだけは人一倍あります。若い頃のように身体は動かないようですが、休むこともなく、若い利用者に教え、励ましながら、一緒に作業をしています。

就労支援でもっとも大切なことは、六十二歳の利用者に見られるように、「働きたい」、「その仕事が好きだ」、「給料をもらいたい」と言う意欲を

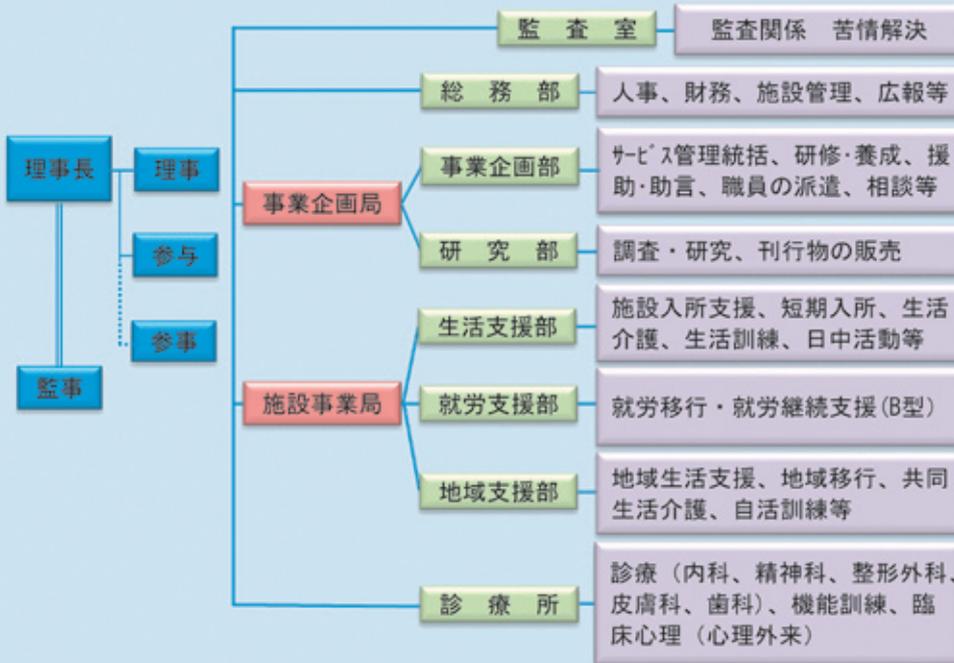


写真2 高崎市内スーパーでしいたけの店頭販売

《組織改正に関するお知らせ》

当法人では平成23年4月1日より、独立行政法人を取り巻く状況の変化や施設利用者の高齢化・新しい事業の取組に伴い、組織のスリム化、効率性のアップに向けて組織改正を行いました。より高度な専門性を持つ職員育成・確保を図るなどサービスの向上に繋がるよう業務を行っていきたくと考えております。

新組織と各業務の紹介



各業務のお問合せ

援助・助言 事業企画部 事業企画・管理課 027-320-1366	研修・養成 職員 の派遣 事業企画部 研修・養成課 027-320-1367	相談支援 事業企画部 相談支援課 027-327-3520	刊行物 研究部 研究課 027-320-1445	外来・入院診療 診療所 庶務課 027-320-1327
---------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	------------------------------------------	----------------------------------------------

どこまで高められるか、ではないでしょう。雇用する側も、単に本人の作業能力だけでは判断しません。職員は、利用者一人ひとりの特性を把握し、関係機関に足を運び、企業等との信頼関係を作り上げなければなりません。

また、作業における工賃支給の面においても、いかに生産物に付加価値を付け市場原理の中にあつてどのよう収益を上げるか等、戦略を考えなければなりません。収益は、利用者の工賃に反映する重要な要素だからです。ここ数年

の間、生産物の販売については、バザーから、市場への出荷、さらに小売店への販売等、収益拡大のために販路の開拓を行って来ましたが、さらに言えば、新規利用者の確保の面においても、支援のあり方はもちろんのことですが、工賃

も魅力の一つであり、事業所が選ばれる理由として掲げられると思います。また、六十二歳の利用者は、同じ就労のグループで、しいたけ栽培の作業をし、月平均一万九千円の工賃を得ながら、若い利用者の中で精一杯

働いています。

福祉的就労から一般就労を目指すことは、日中活動における地域移行とも言えるでしょう。利用者一人ひとりの将来設計に向けた「自立のための支援」に頑張りたいと思います。

今、当法人のしいたけは、高崎市内のスーパーに地産地消の農産物として、ネーム入りで店頭に並んでいます。(写真2)

【※掲載されている写真については御本人の承諾を頂いております。】

(就労支援部長 原田 将寿)

編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局までご連絡をいただけますと幸いです。お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、ご連絡をよろしくお願い致します。

ミニつるバラのぞみ

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部)

FAX 027-327-7628 (直通)

Eメール info_center@nozomi.go.jp



R70

本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。